

## 令和5年度第2回大阪府青少年健全育成審議会特別部会 議事概要

- 日 時 令和5年10月26日（木）10時00分～12時00分
- 場 所 大阪府庁 新別館南館 7階 審議会室
- 出席者 角田委員、豊田委員、橋本委員、八山委員、山田委員、吉田委員（五十音順）  
大阪府警察本部（オブザーバー）

### 【事務局】

ただ今より、令和5年度第2回大阪府青少年健全育成審議会特別部会を開催させていただきます。早速ですが、本日まで出席の特別部会の委員は6名中6名の出席をいただいておりますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第5条第2項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお本部会は、平成23年6月28日の審議会での決定での決定どおり基本的には公開とし、議題に個人情報等を扱う場合については非公開とします。

また、本日はオブザーバーとして大阪府警本部より3名ご出席をいただいております。

本日の配布資料については次第、配席表、委員名簿、資料1-1、1-2、2、3、その他参考資料1～6を送付しております。

それでは次第のとおり、議事を進行してまいりたいと存じます。議事の進行につきましては、部会長にお願いしたいと存じます。

### 【部会長】

議事を進めてまいりたいと思います。まず、前回の第1回特別部会で上がりました刑法改正及び撮影罪新設に伴う大阪府青少年健全育成条例の改正の論点について、事務局から説明をお願いいたします。

### 【事務局】

○資料1-1、1-2について内容の説明

○大阪府警察本部に対し児童ポルノの立件要件について質問

大阪府警察本部より児童ポルノ等の立件の要件等をご説明いただきたいと思います。

### 【大阪府警察本部】

（非公開）

### 【事務局】

○資料1-1、1-2の内容を説明

○大阪府警察本部に対し、現在の条例において「申込み」の文言がないことによって、立件ができなかったことがあるかについて質問

○大阪府警察本部に対し現在の条例において「常習加重処罰規定」の文言がないことによって、立件がで

きなかったことがあるかについて質問

【大阪府警察本部】

(非公開)

【事務局】

○資料 1 - 1, 1 - 2 の内容説明

○資料 2 の内容説明

○資料 3 の内容説明

○大阪府青少年健全育成条例中の「懲役」「禁固」の文言を拘禁刑へ修正する件について連絡

【部会長】

事務局より論点及び対応案について、資料 1 - 1 にまとめていただきましたので、検討・議論をさせていただきたいと思います。資料の順に検討していきたいと思います。

まず、44 条第 1 項 1 号、現行の「176 条から 179 条まで」と記載されているところを、178 条が削除されたことに伴い、178 条を除いた記載に改めるという改正案ですが、いかがでしょうか。

【委員】

(同意)

【部会長】

ありがとうございます。

1 点目は「178 条」を除いた形で規定を改めることにします。続きまして、2 点目、44 条第 1 項 6 号 7 号に年齢 13 歳未満、あるいは 13 歳以上 18 歳未満という規定がありますが、これを刑法の性交同意年齢の 16 歳への引上げに揃えるということですが、いかがでしょうか。

【委員】

はい。先生に作っていただいた資料について、「着衣」に関する部分で、児童ポルノ法で足りてないから条例で規定を行う、「補完関係」の部分がある、という説明があったと思うのですが、1 つだけ共有したいことがあります。

今日は運用される方がいらっしゃるので申し上げておきたいのですが、適用について、児童ポルノ法の規定 3 条において「適用上の注意」という部分があります。第 3 条「この法律の適用に当たっては、学術研究、文化芸術活動、報道等に関する国民の権利及び自由を不当に侵害しないように留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。」というのがあります。今回の大阪府青少年健全育成条例の改正には直接的に関係していないのですが、表現、芸術活動、報道に関しては十分に留意が必要ということが、児童ポルノ法の直近の改正の中で加えられております。児童ポルノ法の遵守に異論はありませんが、法律を運用するみなさま方にも、児童ポルノ法の適用について十分気を付けていただきたいと思います。

【部会長】

ありがとうございます。

まず 44 条について、前提は「努力義務」でございます。児童ポルノは刑罰法規ですので、運用には慎重を期すというのは当然で、そのために明確に定める必要がありますが、今回の条例では「努力義務」でございます。

対象として、事業者や保護者がこの点に注意して日々生活の中で努力をするということを、大阪府として義務づけているということなので、努力そのものは事業者、保護者の判断に委ねられています。もっとも、特に、7 号に関しては、年齢層も高く、努力義務とはいえ、慎重な対応を求められます。また、大阪府におかれても、努力義務の適用について配慮していただく必要があります。

【事務局】

対象物が性的虐待の記録に当たるかどうかについては、大阪府が独断で決めるということではなく、審議会にかけさせていただいて決定し、運用することになっております。

【部会長】

44 条の年齢の引上げにつきましては、このような前提を踏まえつつ、今回のように改正するということで、他にご意見はございませんでしょうか。

【委員】

(同意)

【部会長】

それでは、こちらも 16 歳に引き上げるように改正することにしたいと思います。

続きまして 3 点目、第 39 条の淫行処罰規定との文言との違いになります。39 条は淫行を禁止するとともに、禁止行為がそのまま刑罰の対象にもなっております。

その文言について、令和 2 年の改正によって「未成熟に乗じた不当な手段」という文言が新たに追加されました。しかし、44 条の方は、令和 2 年の改正時に、文言をそろえる作業がなされておりました。そこで、今回この機会に改めて 44 条にも同様の文言を追加することにしたいと考えております。いかがでしょうか。

【委員】

(異論なし)

【部会長】

では異論がないようですので、資料 1 - 1 の提案どおりに改正すべきだということを特別部会の意見にしたいと思っております。

最後の論点になりますけれども、4 点目です。5 歳差の要件を設けるかについてですが、条例で要件を設ける必要はないだろうということでございます。

補足させていただきます。論点は 2 つあり、5 歳差要件を設ける必要があるかどうかということ、規定の書きぶりはこのままで良いのかの 2 点です。

5 歳差要件を設ける必要はない、というのが私個人の考えです。そもそも対等な関係にある者同士であれ

ば、違法性すら無いと考えます。個人の恋愛を刑罰で禁止するというのは好ましくない。では、何歳差だったらという話ですが、基本的に対等な関係にない場合として、刑法では5歳差という設定を設けたと考えられます。今回、条例において義務の主体は事業者・保護者です。一般的類型的に児童とはすでに対等な関係ではないと思われるので、「5歳差」をあえて条例で設ける必要はない。更に、事業者・保護者と対象者が5歳の年齢差とは想定できませんので、この要件をあえて設ける必要はないと思われます。

委員の先生方ご意見はございますか。

【委員】

(異論なし)

【部会長】

はい。異論がないようですので44条については以上で終わらせていただきます。

続きまして、42条の2及び56条、13条でございます。前回の特別部会で少し議論になりましたが、事務局から説明がありましたとおり、児童ポルノの方でフォローの対象となる姿態よりも、刑法の対象となる姿態の方が広い。その広い部分について16歳、17歳は、刑法では処罰対象外であるが、条例で16、17歳を拾うかということが論点です。

法務省に具体的に何を想定しているのかを確認したところ、着衣のない状態で性的部位を触り、または触られる状態であるので、性器が「見えていない」という場合がある。それを想定しているようです。性器等が露出している場合は、すでに児童ポルノや条例に規定がありますが、今回の刑法では性器が隠れている着衣のない状態が念頭におかれている。条例で付け加えるべきか、ということなのですが、公式見解の詳細が出ていないが故に、具体的にどのような状態を想定しているかが不明であり、また、被害状況というものも把握できておらず、現在条例を改めて処罰対象を広げるだけの立法事実が必ずしも明らかではないようですので、今回は改正を控えた、というのが事務局からの提案でございます。

ご意見はございますか。

【委員】

はい。大阪府警察本部より立件の要件や、現行の条例において不都合がないかを伺ったので、改正しないということに反対ではないのですが、やはり18歳までを守るという条例の趣旨に鑑みると、もやもや感が残ります。

【部会長】

同感です。

【委員】

はい、42条の自画撮り要求の規定の際にも児童ポルノという定義で枠組みを線引きしたというのは、当時は児童ポルノ法での定義くらいしか対象を明確にするものがあまりなかった、と理解しております。ところが、今回、刑法がその枠組みを広げた経緯からすると、国としても16歳までについては広げた枠組みで規制対象にするべきと考えている、という見解なので、大阪府の条例がそれに枠組みを合わせるということについて問題はない、とい

うのが1点。

また、立件が困難であるから規定を置かなくて良いというのは逆ではないかと考えています。まずは規定があり、その上で立証が困難な場合は、立件できないけれども、その場合に規定があることが無意味なのかという、そうではなく、やはり抑止的な効果があると考えます。

先ほど努力義務の話もありましたけど、罰せられなければ不要ということだと、努力義務規定をおくこと自体、無意味ではないかという話にもなると思います。つまり、立件できないから規定がなくて良いという帰結にはならない、という意見でございます。

あと立証が困難という点で、やはり年齢が18歳未満（刑法だと16歳）なのかどうかというのは、現実分かっていくというところがありました。ただ、児童ポルノの定義の外側になっているものだけに限らなくて、内側にあるものについても同じような問題があるということなので、年齢がわかりにくいという現実が、範囲を広げられないという理由にはならないのではないかなと思っています。

ただ、部会長がおっしゃるその立法事実が未だはっきりしていないというのは、唯一の理由としてあるのかな、と考えます。つまり、改正しないことには反対の意見ではありますが、罰則についての年齢の拡大について、今まだ改正の機が熟していないと言うことであれば、状況が推移していく中でまた検討の機会を設ける、ということをご予定していただくべきだと思っております。

【部会長】

ありがとうございます。禁止のあり方と刑罰のあり方と、実務との関係とかですね、いろんな理解があると思いますが、立法事実という点で言うと、今すぐの改正は必要ではないことについては理解できるということでご意見をいただきました。

他に質問はございますか。

【委員】

刑法の文言がわかりにくいと考える。性器等がどの部分を指すのかがわからないために、違う使い方をされないかと懸念しているし、運用する側も運用しにくいのでは、と考えているが、いかがでしょうか。

【部会長】

児童ポルノ法でも性器や性器等がどの部分を指すのかは定義がございます。少なくとも従来の刑罰法規の性犯罪の文言と比べると、明確度は増しています。

【委員】

児童ポルノ法も、改正を重ねるごとにだんだん詳しくなっていくのが見られて、刑法もだんだん明確化していくと運用もしやすくなるし、表現の分野でも、具体的だと境界がわかるので取り締まられるボーダーがあるというのがわかるのではないかと考えました。

【部会長】

要するに、委員とのご意見との対比で従来は児童ポルノしか手がかりがなかったところが、今回は刑法という手

がかりができたので、明確性の問題が1つ解決という風にとられるかもしれないけれど、その刑法も本当に明確なのかということを慎重に注意深く見て、運用を行っていかないといけない、というご指摘だと理解しました。

【委員】

はい。

【部会長】

他にご意見ご質問ございませんでしょうか？

では、まとめます。条例で罰則付きのものを設けるにあたって、規定ぶりをどうするかについてです。従来は明確性の問題があって児童ポルノ法に限定しましたけれども、今回刑法ができたこともありますので、その点は対象を広げることに根拠がある、とする一方で、しかし今、それをやらなければいけないだけの必要性・合理性があるかという点からすると、いわゆる立法事実があるかということについては少し早いという理解があります。

罰則の改正については、慎重に議論を重ねる必要があるため、今回は見送りたい。しかし、今後の国の動向や立法事実を踏まえ、常に検討の機会をうかがいながら、審議会として注視する、ということでよろしいでしょうか。

【委員】

(同意)

【部会長】

ありがとうございます。

提言については、従来よりも少し強めのニュアンスでも良いかもしれません。

続きまして、42条の2下着姿についてです。下着姿で児童ポルノに含まれないものとして、性的部位が露出強調されていないが、下着姿であるというものがあります。これを含めるかということですが、事務局からの説明があったとおり、「含めない」ということでよろしいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

【委員】

(同意)

【部会長】

下着については、自画撮りの啓発の中で裸体とセットで下着の写真はダメですよ、という形で啓発活動がされています。この問題については、啓発活動の重要性にかかっていると思いますので、あえて、条例にすべての下着を指す文言を入れる必要ないと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

(同意)

【部会長】

ありがとうございます。それでは、全ての下着を指す文言については「入れない」ということにしたいと思います。

続いて、56条について、他府県との文言の相違について、でございます。42条の2の罰則において、「申込

み)や「常習加重規定」が大阪府の条例にはないのですが、事務局の提案では「必要ない」ということでした。皆様、この点について質問、ご意見はございますか。

【委員】

(異論なし)

【部会長】

はい。ありがとうございます。

それでは、改正なしということで提案させていただきます。

続いて、最後ですが、**13**条です。こちらは有害図書の指定ですね。有害図書の内容についての定めですが、この中に「強姦」・「強制わいせつ」という表現がありますが、刑法も改正されましたし、表現としても好ましくないで、これを機に「不同意性交」・「不同意わいせつ」に改めてはどうか、ということです。みなさま、ご質問、ご意見はございますか。

【委員】

(異論なし)

【部会長】

ありがとうございます。それでは **13**条の文言を資料 1 – 1 の提案のとおり改正するというので、特別部会の提言とさせていただきます。

それでは以上でございます。最後に委員の皆様方から、議論について、付け加えることはございますか。

【委員】

(質問なし)

【事務局】

先ほどの都道府県調査の報告(資料 2)におきまして、香川県が懲役・禁固それぞれの刑を「拘禁刑」に改正予定と紹介させていただきました。大阪府においても、これらの文言の形式的な改正を予定しております。

ただし、こちらの公布日が令和 5 年 6 月 17 日ですが、施行は公布の日から 3 年を超えない範囲と定められておりまして、施行日がまだ制定されておられません。事務局としては、「懲役」という言葉が入っている **52**条 **53**条 **54**条を改正したいと考えているものの、法務課と調整のうえ、合意が取れるようでしたら、今回の条例改正に合わせて、「拘禁刑」という文言を盛り込みたいと考えております。

事務局からの連絡でした。

【部会長】

はい。ありがとうございました。

皆様方からいただいたご意見を私と事務局で整理して、審議会の特別部会の提言として取りまとめ、事務局より書面で各委員に確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】

(同意)

【部会長】

はい。ありがとうございます。

それでは本日の議事を終了させていただきます。

【事務局】

今後の流れをご説明いたします。

特別部会でご議論いただいた内容を取りまとめ、書面にて送付させていただきますので、報告書の確認作業を特別会委員の皆様をお願いしたいと思います。

報告書の確認後、第2回大阪府青少年健全育成審議会（総会）で提言を報告し、審議会総会にて、ご意見をいただきまして、審議会としての提言を取りまとめます。

その後、条例改正案を公表し、パブリックコメントの募集を行い、2月の議会に上程する予定でございます。

【部会長】

今後の予定についてご質問等はございますか。

【委員】

(質問なし)

【事務局】

これをもちまして大阪府青少年健全育成審議会第2回特別部会を終了させていただきます。